



～エコチェックサマー～ 節電をしてこのとり伝説米を ゲットしよう！



これから本格的な夏を迎えますが、地球温暖化防止や皆さんの家計のためにも節電に取り組むことが大切です。自分が使用した電気量をチェックして見ることで成果が目に見えるため、効果的に節電に取り組むことができます。

問い合わせ／環境課計画担当（内線 3125）

Step.1 節電に取り組もう

Step.2 電気使用量をチェック

※電力会社の請求書で昨年同時期の使用量を確認

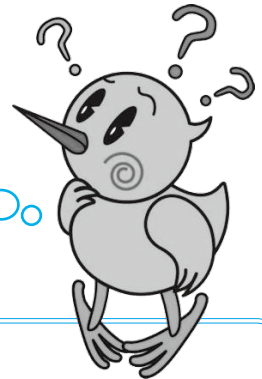
Step.3 結果を報告

※詳細は広報かがやき9月号又は市HPに掲載予定

昨年度の結果

エコチェックウインターでは、参加者のうち約7割の皆さんが電気使用量を削減できました。

Q どうしたら節電できるの？



A

節電方法や報告方法の詳細は、市HPをご覧ください。

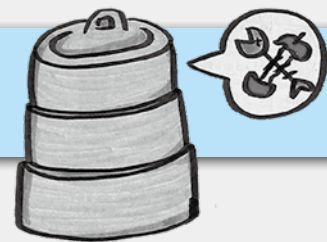
エコチェックサマー

で検索！

令和2年度エコチェンジポイント鴻巣 後期(10月～3月)

期間中の対象イベントに77人が参加。14袋の「このとり伝説米」を抽選で配布しました。

生ごみ処理器購入費補助金



問い合わせ／環境課廃棄物・リサイクル担当(内線3127)

種類	条件と限度額の考え方	限度額	限度個数
コンポスト容器	有効容量が100リットル以上の容器で、 [*] 購入金額に1/2を乗じて得た額	1基につき 3,000円	1世帯2基
EMぼかし容器	微生物などを使う容器で、 [*] 購入金額に1/2を乗じて得た額	2基1組につき 3,000円	1世帯1組
処理機	電気式のもので、 [*] 購入金額に1/2を乗じて得た額	25,000円	1世帯1基

※購入金額は消費税相当額を除きます（100円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額となります）

対象者／市内在住で、生ごみをたい肥として自家処理できる方（市税完納が交付要件です）

注意事項／補助金を受けた日から5年（コンポスト容器・EMぼかし容器から電気式の処理機へ変更する場合は3年）を経過して買い換えた場合も補助の対象となります

申請方法／申請用紙（環境課・両支所窓口・市HPにあります）・添付書類（領収書・仕様書）を環境課又は両支所窓口に持参 ※詳細はお問い合わせください



第9回 緑のカーテンコンテスト



家庭や事業所で育てた緑のカーテンや作成過程で見つけたユニークな写真から、優秀作品を選出します。涼しくて地球にやさしい緑のカーテンをみんなで作りましょう！！

詳細は市HPをご覧ください。

問い合わせ／環境課計画担当（内線3125）

生育部門

【形】【大きさ】【設置場所】【植物の種類】などにこだわって育てた、緑のカーテンの全景がよく分かる写真を募集します



▲第8回優秀作品
馬橋 好子さん

提出書類

応募用紙、応募写真（1枚）

ユニーク部門

緑のカーテンを育てる中で撮影した【楽しい写真】【心癒やされる写真】【面白い写真】などを幅広く募集します



▲第8回優秀作品
岡崎 久雄さん

提出書類

応募用紙、応募写真（1枚）、緑のカーテンの設置状況が分かる写真（1枚）

結果発表／入選作品は個別に通知し、表彰状及び記念品を差し上げます。優秀作品は広報かがやき11月号・市HPに掲載予定です

注意事項／生育・ユニークの両方の部門に重複して応募はできません。著作権・商標権など第三者の権利を侵害することのないようにしてください。提出された書類・写真は返却しません。著作権及び著作権は市に帰属し、壁面緑化の普及促進の目的で、印刷物・HP・展示などで使用する場合があります

※この事業はNPO法人フラワーピースとの共催事業です

俳句を募集!

お題

緑のカーテン

※1人1作品まで。
広報かがやき11月号・市HP
で優秀作品を発表します

さみじりの風呼ぶ
ゴーヤカーテンよ
鈴木スミ子さん
▲令和2年度優秀作品

緑陰や
まじろみの見の
大あくび
長嶋通子さん

緑のカーテンコンテスト・俳句応募方法

応募期限／8月31日(火)必着

応募方法／環境課・両支所・各公民館・各コミュニティセンター・こうのとり四季彩ファームに備えの応募用紙（市HPにもあります。）に必要事項を記入し、持参・郵送・メールにより環境課

〒365-8601 中央1-1 内線3125

メール kankyo@city.kounosu.saitama.jp

緑のカーテンに取り組むグループを募集中

詳細は、広報かがやき4月号11ページ又は市HPをご覧ください

廃棄物の野焼きは禁止です

野焼きは農業等で必要な焼却を除き、法律や条例で禁止されています。

煙や悪臭、ダイオキシン類などの有害物質の発生原因にもなりかねません。安全で快適な生活環境が保てるよう、ご協力をお願いします。

あき地の雑草は定期的に除去を

あき地に雑草が茂っていると、害虫の発生やごみの不法投棄、犯罪の誘発の原因となる恐れがあります。これから夏にかけて、雑草が伸びやすくなるので、あき地を所有・管理している方は、定期的な草刈りなどをお願いします。

問い合わせ／環境課計画担当（内線3125・3126）

